

関東信越厚生局
社会保険審査官 各位

平成 30 年(2018 年)3 月 13 日
請求代理人 聞間 元
同 山下 正寿
同 色部 祐

ビキニ環礁水爆実験被災者の審査請求にあたっての質問と要請事項(案)

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。

昨年の 12 月 25 日付で全国健康保険協会船員保険部はビキニ核実験被災者及び遺族の労働災害の認定請求について不支給決定を行いました。その決定を受けた後、請求者全員が不支給決定に対し、異議を唱え審査請求をするに至りました。12 月 29 日の審査請求時には、貴局は丁寧な対応をしていただき請求を受理していただきました。感謝申し上げます。

さて、審査請求にあたり私どもは貴局・貴官の審査にあたってぜひお聞きしたいこと、および要請事項があります。ぜひ質問及び要請事項についてお答えくださるようお願い申し上げます。

質問及び要請事項

一、「ビキニ環礁水爆実験による元被保険者の被ばく線量評価に関する報告書」(以下 報告書)に関して

(質問-1) 審査請求の審査にあたっては「報告書」をどのような位置づけで取り扱うのですか。

(質問-2) 新たに専門検討会などを立ち上げることをするのですか

「要請事項」 「報告書」の質問及び問題点については聞間代理人から別途提出しています。「報告書」にとらわれず広く専門家、研究者の意見を聴取するようにお願いいたします。

二、請求人に対する聴取について

(質問) 船員保険部では請求人からの聴取は一切しませんでした。貴官におかれまして聴取は行いますか。

「要請事項」 請求者の聴取を行わないことは請求権の侵害に当たります。請求者はそれぞれ曝露の状態が多様であり、またその後の生活歴・治療歴も違います。被災者を具体的にリアルに捉えるために個々の請求者に対する聴取は不可欠です。

三、認定基準について

(質問) 認定にあたっては昭和 51 年 11 月 8 日基発第 810 号「電離放射線障害に係わる疾病の業務上外の認定基準について」に準拠して判断するのですか。また癌を発症して労災請求が行われた場合は、医学専門家による「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」で検討したうえで業務上外を決めるのですか。

「要望事項」そもそも本件の請求者は電離放射線を業務として扱うものではなく、全く異業種であり、それらの人々に対して上記認定基準で判断を下すことは明らかに無理があると思われます。個々の事例を具体的に分析し新たな視点で業務と疾病との因果関係を検討していただきたい。

以上